

飛島聖苑 火葬後の 延長利用(初七日法要等) のご案内について

昨年、10月1日より、葬儀・火葬後に葬祭場の延長利用(初七日法要等)が可能となっております。

●利用時間

葬儀・火葬に引き続き1時間のみ
(例)午前11時に一般的葬儀で利用する場合

午前10時

← 葬儀

午前11時

← 火葬

午後1時

延長利用(初七日法要等)

※1時間のみ

※事前に申請・許可が必要

午後2時

●利用料金

5,300円(聖苑利用申請時の前払いです。)

●利用できる施設

葬祭場と待合室(1部屋)

※聖苑の施設貸出のみです。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

パブリックコメントの実施について

本村では、「飛島村公共施設個別施設計画(案)」および、「第4次飛島村総合計画後期基本計画(案)」の策定・改訂にあたり、広く皆さまのご意見を募集します。

●飛島村公共施設個別施設計画(案)

公共施設等の計画的な維持管理を実施していくための基本的な指針を定め、長寿命化、維持修繕等を当該計画に位置付け、将来的な財政負担を軽減または平準化をすることを目的とするものです。

○計画期間 令和3年度～令和12年度

○案の公表場所

飛島村役場1階総務課および村公式ホームページ

○意見提出先および問合せ先

総務部総務課

●第4次飛島村総合計画後期基本計画改訂版(案)

第4次総合計画後期基本計画について、社会経済情勢の変化や政策の進捗状況など、必要に応じて見直すものです。

○計画期間 平成30年度～令和4年度

※計画期間内の改訂となります。

○案の公表場所

飛島村役場2階企画課および村公式ホームページ

○意見提出先および問合せ先

総務部企画課

共通事項

○意見を提出できる方

在住・在勤・在学の方、村内に事業所を有する方

○案の公表期間および意見募集期間

1月4日(月)～2月3日(水)

○意見の提出方法

持参・郵送・FAX・電子メール(電話は不可)

○記入必須事項

①ご意見

②住所または所在地

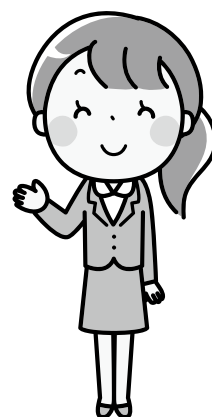
③氏名(法人その他の団体の場合は、名称および代表者氏名)

④連絡先(電話番号またはメールアドレス)

※様式につきましては、担当課および村公式ホームページにある参考様式をご利用ください。

○意見の公表

いただいたご意見は、後日担当課および村公式ホームページにて公表します。なお、個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接関係のない意見等については、意見として取扱いできませんので、ご了承ください。





ブロック塀等撤去費を補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

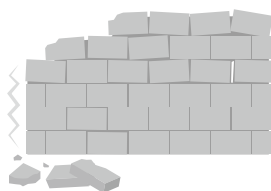
●補助対象期限

令和4年3月31日

※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助金対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課



愛知県特定最低賃金(4業種)改定

令和2年12月16日発効

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されています。

愛知県では、12月16日から4業種の特定最低賃金額が改定されました。

(参考)愛知県の最低賃金は10月1日より927円です。

特定最低賃金名	最低賃金額(1時間)
鉄 鋼 業	976円
はん用機械器具製造業	948円
輸送用機械器具製造業	957円
自動車(新車)小売業	943円

●問合せ先

津島労働基準監督署

☎ 26-4185

愛知県障害者職業能力開発校訓練生募集

愛知県障害者職業能力開発校の4月入校の訓練生を募集します。

■第2回募集

●募集科目

- ① ITスキル科
- ② OABビジネス科
- ③ CAD設計科

④ 総合実務科(知的障害者対象)

⑤ 就業支援科(精神障害者・発達障害者対象)

●訓練期間

- ① ④ 1年間、⑤ 9か月

●選考日

- ① ② ③ ⑤ 3月12日(金)
- ④ 3月7日(日)

●選考方法

筆記試験および面接試験

●応募期間 1月4日(月)～2月26日(金)

●申込先 ハローワーク津島

●問合せ先

ハローワーク津島

☎ 26-3158

愛知県障害者職業能力開発校

☎ 0533-931210

空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛鳥村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関するご相談について「空き家総合相談窓口」を開設していますので、ご利用ください。

●受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。(個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。)

●問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会

☎ 052-522-2567

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

「空き家」について、何でもご相談ください！

空き家総合相談窓口

ご 案 内

☎ 052-522-2567

- 空き家の売買
- 空き家の管理
- 空き家の解体
- 住宅診断
- 税金・法律関係
- …など

まずはご相談ください！

建物の老朽化 賃貸・発生環境の悪化 数火による火事・火災 不審な(動物)の侵入